

令和8年度長井市文教の杜エリア整備基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要綱を次のとおり定める。

令和8年7月23日

長井市長 内容 重治



令和8年度長井市文教の杜エリア整備基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要綱

1 目的

長井市では、重要文化的景観選定区域内にある文教の杜とその周辺エリアについて、歴史、文化、アート、ウォークابل、インクルーシブを軸とした面的な整備を実施し、当該エリアの回遊性を高め、新たな交流の場を創出することを目指している。本事業は、その整備内容を具体的に検討及び、費用積算し、令和9年度からの整備事業開始に向けた基本設計を作成することを目的とする事業である。

本要綱は、長井市文教の杜エリア整備基本設計業務委託の内容および当該業務に係る公募型プロポーザルの参加要件、手続き、審査等について、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業 務 名

令和8年度長井市文教の杜エリア整備基本設計業務

(2) 業 務 内 容

別紙「令和8年度長井市文教の杜エリア整備基本設計業務仕様書」
のとおり。

(3) 履 行 期 間

契約締結の日から令和9年2月1日（月）までとする。

(4) 提案上限額

総額6,956,235円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(5) 費 用

業務の実施に必要な費用、打合せ・納品に係る交通費など、全ての費用を含むものとする。

(6) プロポーザルの方法

公募型プロポーザル

3 プロポーザルの参加者の募集

(1) 募集方法：長井市役所の掲示場への掲示及び長井市ホームページで公募する。

(2) 公募期間：令和8年7月23日（木）から令和8年7月30日（木）まで

(3) 参加要件

次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- ① 業務の遂行に当たって、次のア～イに示す体制がとれること。
 - ア プロポーザル審査に係る企画・提案を行ったスタッフと同一のスタッフ又は同等の見識・スキルを持つスタッフが契約期間を通じて業務を担当すること。
 - イ 常に連絡の取れるスタッフを配置し、そのスタッフが責任を持って市担当者との連絡調整を行うこと。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- ③ 本プロポーザルを実施する年度の長井市指名競争入札参加者登録に参加登録申請が提出されていること。未登録の場合は別紙1「入札未登録事業者提出書類」に記載された書類を提出すること。
- ④ 公告から契約締結日まで国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条。以下この号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - エ 役員等(プロポーザルに参加する者の代表者若しくは役員又はこれらの者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
 - オ プロポーザルに参加する個人から市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
 - カ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人又は法人
- ⑥ 個人情報の取り扱いなどに留意し、業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- ⑦ 業務一括を再委託しないこと。

4 スケジュール

実施内容	実施期間
参加表明書等受付期間	令和8年7月23日(木)～30日(木)
質問受付期間	令和8年7月30日(木)17時まで
質問回答期限	令和8年7月31日(金)17時まで
事業提案書受付〆切	令和8年8月17日(月)正午(12時)まで
ヒアリング審査実施日時の通知	令和8年8月17日(月)17時まで
ヒアリング審査実施予定日	令和8年8月19日(水)
審査結果通知予定日	令和8年8月25日(火)

5 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、期日まで以下のものを提出すること。

- (1) 提出期限：令和8年7月30日(木)17時必着

(2) 提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）…1部
- ② 提案事業者会社概要（様式第2号）…9部

※本市の令和8年度指名競争入札参加登録簿に登録されていない場合、（別紙1）入札未登録事業者提出書類に記載された書類を提出すること。

(3) 提出方法：持参又は郵送（一般書留）

- ① 郵送の場合は、必ず、郵便物の引受から配達までの送達過程を記録する「一般書留」で郵送すること。
- ② 既に送達した参加表明書等の訂正、差替え及び再提出は認めない。
- ③ 提出期限を過ぎて到達したもの、普通郵便、宅配便など、指定の方法以外で送達されたものは受理しない。

(4) 提出先：下記12のとおり。

(5) 質 疑

本要綱又は仕様書に質疑がある場合は、公募型プロポーザル参加表明書と併せて質問書（様式第3号）を提出すること。回答は、7月31日（金）まで参加表明書提出者全員に電子メールにて行う。

6 事業提案書等の提出

(1) 提出期限：令和8年8月17日（月）正午（12時）必着

(2) 提出書類

企画提案書等一式…9部

ア 事業提案書

事業提案書には、別紙仕様書内「5 業務内容」の(1)・(3)・(4)・(5)についての提案および下記事項を記載すること。

※別紙仕様書内「5 業務内容」の(2)は市で別途作成した空き家改修コンセプトに対して具体的な積算を行うという業務内容であるため、本企画提案書には記載は不要である。

- (i) 実施内容、イメージ
- (ii) 体制図
- (iii) 業務スケジュール
- (iv) 事業実施後の効果等

※事業提案書については、A4版20ページ以内で作成すること。

イ 事業提案書（概要版）

企画提案書を要約した概要版を、A3版2ページ以内で作成すること。
対外的に公表する可能性があることに留意の上、作成すること。

ウ 見積書及び積算内訳書

- ・履行期間内に本業務内容を実施するための費用について作成すること。
- ・金額は、消費税及び地方消費税を除く金額及び消費税及び地方消費税を含む金額の両方を記入すること。

(3) 書類提出に当たっての留意事項

- ・事業提案書等は書面及び電子データを提出すること。
- ・電子データは、マイクロソフト・ワード、エクセル、パワーポイントで閲覧可能な形式又はPDF形式によるものとし、CD-ROMに保存した上で提出すること。

(4) 提出方法：持参又は郵送（一般書留）

- ① 郵送の場合は、必ず、郵便物の引受から配達までの送達過程を記録する「一般書留」で郵送すること。
- ② 既に送達した企画提案書等の訂正、差替え及び再提出は認めない。
- ③ 提出期限を過ぎて到達したもの、普通郵便、宅配便など、指定の方法以外で送達されたものは受理しない。

(5) 提出先：下記12のとおり。

7 審査方法

参加要件を満たし、事業提案書等を提出した者について、面接審査（提出書類等に基づくプレゼンテーション及び質疑応答）を実施する。審査は、令和8年度長井市文教の杜エリア整備基本設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会（設置要綱に基づき設置する審査委員会）が実施し、令和8年度長井市文教の杜エリア整備基本設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要綱別紙「令和8年度長井市文教の杜エリア整備基本設計業務委託公募型プロポーザル 審査票」の審査基準に基づき契約候補者を選定する。

面接審査日は次のとおりとし、詳細な時間については参加表明書等を提出した者に、別途通知する。

- (1) 日 時：令和8年8月19日（水）13時15分から（予定）
- (2) 場 所：長井市役所 2階 庁議室
- (3) 内 容：プレゼンテーションは事業提案書等の内容により説明することとし、資料の差替えや追加は認めない。出席者は3名以内とする。
- (4) 設定時間：1事業者につき40分（プレゼンテーション20分以内、質疑20分以内）。なお、市がHDMIで接続可能な200インチモニターを準備する。パソコン等（Mac端末不可）は各自準備すること。
- (5) そ の 他：審査委員会は非公開とする。

8 審査結果の通知

審査結果は、決定後速やかに通知する。ただし、審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

9 契約の締結

- ① 審査委員会において契約候補者となった者と提案された内容を基本として協議を行い、仕様を確定させたうえで、契約を締結する。
- ② 契約候補者との契約締結の協議が不調に終わった場合は、次点事業者と交渉することとする。
- ③ 契約について、市と契約を締結する者は、委託業務の全部若しくはその主たる部分を一

括して第三者に委託してはならないものとする。また、委託業務の全部若しくはその主たる部分以外の一部の業務を第三者に委託する場合は、市の承認を得るものとする。

10 無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- ① 提出期限を過ぎて事業提案書等が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 会社更生法等の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ④ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ プレゼンテーションに欠席した場合
- ⑥ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

11 その他留意事項

- ① 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- ② 提出された企画提案書、見積書等は返却しない。
- ③ 本要綱に定めのない事項については、適宜市が判断するものとする。

12 連絡・書類等提出先

長井市 観光文化交流課 担当：海藤、鈴木、白田

住所：〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号

電話：0238-82-8017（内線642） FAX：0238-87-3369

E-Mail：kankobunka@city.nagai.yamagata.jp

※郵送による提出の場合

〒993-8601

山形県長井市栄町1番1号

長井市役所 観光文化交流課 宛

(別紙1) 入札未登録事業者提出書類

本市の令和8年度指名競争入札参加登録簿に登録されていない場合は、下記の書類を併せて提出すること。

提出部数 各1部

番号	提出書類名	摘 要
1	登記事項証明書(写し)	法人) 商業登記簿謄本(現在事項証明書、履歴事項全部証明書でも可) 個人) 住民票等住所がわかる証明書 ※ 発行後3か月を超えないもの
2	納税証明書(写し)	下記の「表1」を参照 ※ 発行後3か月を超えないもの
3	印鑑証明書(原本)	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書 ※ 発行後3か月を超えないもの
4	暴力団排除に係る誓約書	様式第5号
5	委任状	任意様式 支店・営業所の場合、本社の委任状

「表1」

区 分	市税関係(長井市市民課にて交付)	国税関係(最寄りの税務署にて交付)
市内の個人業者	個人市民税⇒納税証明書 (完納証明書ではありません)	消費税 ⇒納税証明書「その3」
市内の法人	法人市民税⇒納税証明書 (完納証明書ではありません)	消費税 ⇒納税証明書「その3」
市外の個人業者		所得税・消費税 ⇒納税証明書「その3の2」
市外の法人		法人税・消費税 ⇒納税証明書「その3の3」

(別紙)仕様書

1 業務名

令和8年度長井市文教の杜エリア整備基本設計業務

2 目的

長井市では、重要文化的景観選定区域内にある文教の杜とその周辺エリアについて、歴史、文化、アート、ウォークブル、インクルーシブを軸とした面的な整備を実施し、当該エリアの回遊性を高め、新たな交流の場を創出し、地方経済の活性化を目指している。本事業は、その整備内容を具体的に検討し、費用積算し、令和9年度からの整備事業開始に向けた基本設計を作成することを目的とする事業である。

3 令和7年度までの経過と本業務での考え方

当該エリアは平成30年に重要文化的景観「最上川上流域における長井の町場景観」に選定されており、保存計画・整備計画が既に策定済である。さらに本業務に先駆け、令和7年度に当該エリア整備の方向性を示す構想を作成した(以下、「構想」という。)

また、当該エリア内にある「文教の杜ながい」の旧丸大扇屋の一部を、ショップ機能及びワークショップスペースに改修、旧西置賜郡役所(通称：小桜館)の一部を周辺エリア及び文化的景観のインフォメーションセンターに改修することを長井市で検討しており、基本設計(以下、文教の杜改修基本設計)を作成済である。

本仕様書に構想の一部を掲載する。本業務における事業提案は、これらをベースにして作成すること。受託者決定後、構想の全体および文教の杜改修基本設計の全体を受託者に提供する。受託後は、提供された資料をもとに提案内容をさらに検討すること。

4 令和7年度作成の当該エリアの整備構想

○基本構想テーマ

水がつなぐ、まちと文化の再編集

～水を媒介に、空間・文化・人をつなぐエリアへ～

○整理作成済項目

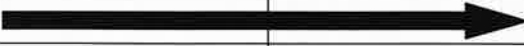
- ・整備・活用に関する基本的な考え方
- ・エリアの歴史的成り立ち、町場との関係性
- ・エリアの現況(文教の杜、空き家、空き店舗等の状況)
- ・空間整備(ハード設計)、活用(コンテンツ設計)の考え方
- ・運営(仕組み設計)の考え方
- ・拠点形成、回遊、日常利用の方向性
- ・実現に向けたプロセス
- ・展開コピー案
- ・キービジュアル(エリア全体、水路整備、空き店舗利用、通り活用)

※別添構想概要をあわせて参照すること。

5 事業内容

文教の杜エリア整備については事業期間を令和9年度～令和12年度とし、実施設計・施工・ソフト事業の展開をこの4か年で行うことを想定している(下表参照)。これを考慮し、下記の業務提案を行う際には4か年の全体スケジュールをあわせて作成すること。

【想定している事業スケジュール】

	R9	R10	R11	R12
ハード整備				
ソフト事業展開				

(1) 「回遊性」についての具体的なハード整備提案

【長井駅方面～文教の杜】【道の駅方面～文教の杜】【あやめ公園方面～文教の杜】の3方向から文教の杜エリアへの徒歩による回遊を実現するためのハード整備を提案。

工事を実施する道路、水路、スポット等の位置、範囲を想定し、具体的な整備案の作成および箇所ごとの概算工事費を積算。

(2) 「空き家・空き店舗」利活用についての基本設計

文教エリア内での新たな滞在空間を創出するための空き家空き店舗クラスターの整備を長井市で検討しており、『一般社団法人あとおし』に改修候補となる空き家空き店舗の選定、改修案の提案、改修等に対する所有者の承諾を得る、ということを令和8年度業務として委託済である(下表参照)。改修した空き家空き店舗は、民間に貸し出すことを想定しており、それによりエリアの活性化を目指すものである。

本業務については、『あとおし』が選定、改修プランを作成した空き家空き店舗について、1件あたりの改修費用の概算を行うものである。改修は4件を想定。

【「空き家・空き店舗利活用」での本業務と一般社団法人あとおし受託業務のすみ分け】

一般社団法人あとおし受託業務	本業務
・改修対象となる空き家・空き店舗選定 ・改修コンセプト、構想提案 ・所有者との交渉 ※改修案としては、カフェ、ギャラリー、アトリエ等を想定 ※別添「あとおし」受託業務仕様書を参照	・改修コンセプト実現に向けての課題整理 ・法的調査 ・基本設計 ・工事費積算 ・パース作成

なお、本業務は一般社団法人あとおしの業務を引き継ぐということではなく、本業務受託者と一般社団法人あとおしとが、進捗・課題等を共有しつつ、業務を遂行することを想定している。

(3) 「水辺」に親しむための具体的なハード整備提案

文教の杜付近で、水路等の「水辺」に親しむ空間を創出するためのハード整備を提案。施工候補箇所の想定、具体的な整備案の作成および箇所ごとの概算工事費を積算。

(4) 文教エリアでの通りを活かしたソフト事業の提案

文教エリア(十日町通り、高野町通り)を軸に、エリアの活性化を目指したソフト事業を提

案。住民が文教エリアを日常的に利用することを促す事業(ソフト事業A)、市外新規利用者の呼び込みを想定した通り・エリアを広く利用した事業(ソフト事業B)の2つの軸で提案すること。これらを組み合わせた年間スケジュールを想定すること。ソフト事業実施にあたっては、文教の杜指定管理者との連携を前提とし、「アート」「インクルーシブ」「ウォークアブル」を軸とすること。

ソフト事業Aとして、改修空き家空き店舗の利用を住民に促す事業、改修空き家空き店舗の経営を補助する事業を想定している。ソフト事業Bとして、文教の杜エリアの通り、広場等を使用してのイベント的事業を想定している。

(5) 文教エリアでのプレイヤーの発掘

(2)の空き家空き店舗の整備後に、空き家空き店舗利用および(4)のソフト事業の将来的なプレイヤーとなる人物(団体)の候補を提案すること。またイベント、ソフト事業を将来運営・企画していくチームのあり方を検討すること。これについては本市地域づくり推進課が所管する地域おこし協力隊事業を利用することも可。

(6) その他

上記(1)～(5)に関連すること。

本仕様に明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、受託者において充足するものとする。

6 業務委託期間

契約締結の日から令和9年2月1日(月)まで

7 提案上限金額

6,956,235円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

8 成果品の提出

委託事業者は、業務委託期間内に、以下の書類を提出しなければならない。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 事業実績報告書 | 3部 |
| (2) 事業実績報告書(概要版) | 3部 |
| (3) 上記データを記録した電子媒体 | 1式 |

9 その他

- (1) 本委託業務に係る著作権は、第三者が権利を有する部分を除き、委託者に全て帰属するものとする。
- (2) 受託者は、常に本市職員と密接な連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ、作業に着手し、能率的・効果的な進行に努めなければならない。
- (3) 詳細事項及び内容に疑義が生じた場合、並びに業務上重要な事項については、受託者は事前に委託者と協議を行い、その指示に従うこと。

(4) 受託者は、本業務の遂行にあたり、本業務に関係するしないにかかわらず、本市のデータなどについて、許可なく持ち出しなどを行ってはならない。また、関連データなどは、漏洩、滅失、その他の事故などの予防に十分注意し、業務の信頼性・安全性の確保に努めなければならない。

(5) 本仕様に記載のないものについては、委託者と受託者が協議して決定するものとする。

仕様書別紙 1

令和 7 年度作成

文教の杜整備構想

水がつなぐ、まちと文化の再編集

— 水を媒介に、空間・文化・人をつなぐエリアへ —



文教の杜エリア 整備検討 | 概要 「水を媒介に空間・文化・人をつなぎ、地域の価値を再編集する」

01. 現状と課題

【背景と目的】

重要文化的景観を核としたまちづくり

「保存」から「活用」への転換

賑わい創出+シビックプライド醸成

【エリアの特性】

水路網と町場が一体となった都市構造

歴史的建造物+通り+水の重層構造

文化資源の高密度集積

【課題】

空き家・空き店舗の増加

回遊性不足（点在化）

文化資源の活用不足・魅力可視化不足

02. 整備・活用の方向性

ウォーカーカブル

通り・水路の再編と歩行者動線の強化

空き家活用

クラスター形成と民間主体による運営

文化活用

アート・文化の展示やイベント等と日常利用

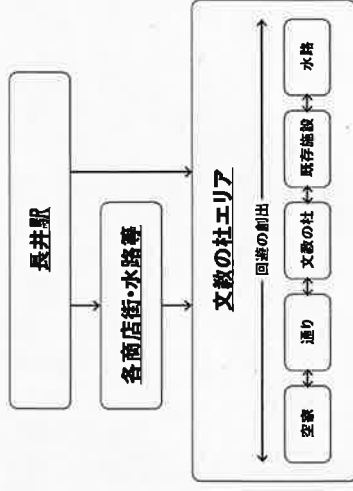
誰もが歩いて回りながら、文化を体験できるエリアへ



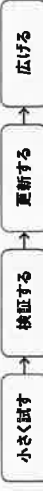
小さく試し、検証し、広げる

03. 実装イメージ

【回遊モデル】



【繰り返しながら段階整備】



【期待する効果】

来訪者増（観光+日常）

空き家活用促進・民間プレイヤー創出

文化活動への市民参加増

文教の杜エリア 整備検討 | 具体化イメージ ~空き家活用・回遊強化・役割分担の実装モデル~

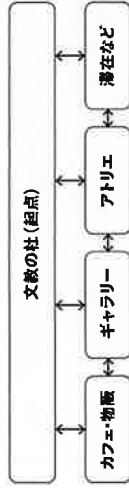
04. 起点(文教の杜) 整備と空き家活用

【起点(文教の杜) 整備】



交付金活用期間に文教の杜整備と合わせ、通路や水路の修景を実施

【空き家は単体活用しない(クラスター)】



機能や用途を「箇所」に単体化させず、クラスター化し滞在創出

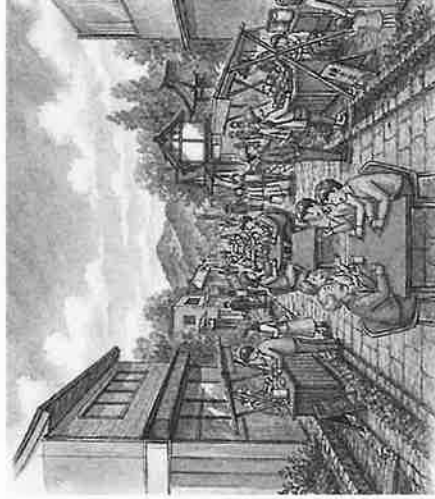
【空き家活用イメージ】



「生活」と「観光」が重なり合うよう、通りや水路に面した設計を意識

05. 社会実験と段階的整備

【社会実験イメージ】



通りを歩行者天国化し、ポップアップや各種催事等の社会実験を実施

想定される社会実験メニュー

- 歩行者天国
- 水路の修景
- 屋外出店
- イベント連動

【実装ステップ】

Step01. 文教の杜整備・周辺空間の社会実験

Step02. 重点エリアの設定と整備

Step03. クラスター形成~全体展開

06. 役割分担・推進体制

【役割分担・体制】

行政: 基盤整備・制度設計・規制緩和

民間: 活用・運営・事業化

市民: 参加・利用・関与

【段階的整備】

初期: 文教の杜整備と周辺エリア実験・検証

中期: 回遊形成・部分整備~持続化~価値創出

長期: 面的展開と定着~価値創出の日常化

【推進のポイント】

実験と検証を繰り返しながら整備

長期的視野で民間主体で動かす

エリア内の核密度を高める

仕様書別紙 2

令和 8 年度

一般社団法人あとしへの委託業務仕様書

令和 8 年度空き家・空き店舗活用推進による販
わい創出事業業務委託
仕様書

令和 8 年 4 月

長井市

1 業務名

令和8年度空き家・空き店舗活用推進による賑わい創出事業

2 目的

本事業は、宮・小桜館街区の文教の杜周辺エリア（以下、文教の杜エリア）において、空き家・空き店舗の利活用を推進し、まちなかの拠点となり得る空間づくりをコーディネートすることで、文教の杜エリアへ新たな人の流れをつくり、まちなかの賑わい創出に繋げることを目指す。

また、「長井市空き家バンク」の管理運営を通じて、情報の集約・充実化と流通の強化を図るとともに、地域や民間組織とも連携しながら、空き家・空き店舗の解消を促進することで、地域力の向上と活性化に繋げることを目的とする。

3 事業内容

（1）文教の杜エリアの空き家・空き店舗活用に向けたコーディネート業務

① 利活用可能な空き家・空き店舗の調査・検討

文教の杜エリア周辺の空き家・空き店舗の現状を調査し、市担当課と連携をとりながら、より効果的に利活用できる物件候補の選定を行う。また、空き家・空き店舗になる可能性のある物件について、所有者の意向を調査し、今後の活用可能性を探る。

② 空き家・空き店舗活用による賑わい創出に繋げるための企画提案

上記①で選定した空き家・空き店舗について、まちなかの拠点として有効活用するため、想定される活用方法の企画提案を行い、賑わい創出を図る。

③ 「まちなか拠点づくり推進事業」に関する地域おこし協力隊の受入体制の構築

現在募集中の地域おこし協力隊の着任に向けて、文教の杜エリアの関係各所と連携し受け入れ体制の構築を図る。

（2）長井市空き家バンクの管理運営業務

① 空き家バンクに関する問い合わせ・相談対応と申請申込の受付

空き家バンク及び空き家に関する問い合わせの総合窓口として、市担当課と連携をとりながら、相談対応にあたりるとともに、空き家バンク掲載希望及び空き家バンク利用希望の申し出があった場合には、すみやかに申請申込の受付を行う。

② 空き家バンクへの情報掲載・情報更新に関する業務（現地確認、間取り作成、不動産業者との調整 等）

長井市空き家バンクを運営しているアットホームのホームページにおいて、随時情報を掲載・更新し、空き家・空き店舗の情報を効果的に発信することで、流通の強化を図り、空き家・空き店舗の解消に繋げる。また、情報の掲載・更新の際には、必要に応じて、現地確認、間取り図作成、不動産業者（協力事業者）等との調整を行い、正確で分かりやすい情報発信と、掲載内容の充実に努める。

4 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

5 提案上限金額

5, 000, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 成果品の提出

委託事業者は、業務委託期間内に、以下の書類を提出しなければならない。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 事業実績報告書 | 3 部 |
| (2) 事業実績報告書（概要版） | 3 部 |
| (3) 上記データを記録した電子媒体 | 1 式 |

7 その他

- (1) 本委託業務に係る著作権は、第三者が権利を有する部分を除き、委託者に全て帰属するものとする。
- (2) 受託者は、常に本市職員と密接な連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ、作業に着手し、能率的・効果的な進行に努めなければならない。
- (3) 詳細事項及び内容に疑義が生じた場合、並びに業務上重要な事項については、受託者は事前に委託者と協議を行い、その指示に従うこと。
- (4) 受託者は、本業務の遂行にあたり、本業務に関係するしないにかかわらず、本市のデータなどについて、許可なく持ち出しなどを行ってはならない。また、関連データなどは、漏洩、滅失、その他の事故などの予防に十分注意し、業務の信頼性・安全性の確保に努めなければならない。
- (5) 本仕様に記載のないものについては、委託者と受託者が協議して決定するものとする。

